遠野市いじめ防止基本方針 主な改定事項

1. いじめの定義の見直し

改定前 けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の 感じる被害性に着目した見極めが必要である。 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背 改定後 景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か を判断するものとする

2.「学校の取組」に対する教育委員会による点検・指導・支援の規定

改定後 学校いじめ対策組織の役割が果たされているか確認し、必要な指導・助言を行う。 学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

3.「学校いじめ対策組織」の役割の見直し

改定後	(1) いじめの未然防止に関わること
改定後	(2) いじめの早期発見・事案対処に関わること
改定後	(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組に関すること

4. 配慮が必要な児童生徒の例示

- ○発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国に繋 がる児童生徒

改定後

- ○性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生 徒

5. 各学校の基本方針に基づく取組実施状況を学校評価に位置づけることを規定

改定後 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況について評価を行い、評価結果を踏まえた取組改善を図ること

6. いじめに係る情報を共有することの強化

改定前 「学校いじめ対策組織」を活用して速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を市教委に報告する。

「学校いじめ対策組織」に対して、その情報を速やかに報告しなければならない。「学 校いじめ対策組織」において、情報共有を行った後は、いじめの事実の有無を確認し、そ の結果を市教委に報告する。

7. いじめ解消の定義の詳細化

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

改定後

- ○被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が相当期間(少なくとも3か月を目安とする)止んでいる状態が継続すること。
- ○いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,被害児童生徒がいじ めの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

8. 重大事態のとらえの拡大化

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき 改定後 (人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わな い場合を含む。)には、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

9. 巻末資料の追加

改定後 【資料1】いじめへの対応(学校の対応)

【資料2】重大事態の対応(学校・市教委・市の対応)